

(別紙様式1)

## 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：新潟県  
農業委員会名：加茂市農業委員会

### I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	969
自給的農家数	261
販売農家数	708
主業農家数	181
準主業農家数	234
副業的農家数	293

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,249
女性	613
40代以下	212

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	105
基本構想水準到達者	57
認定新規就農者	3
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	①田	②畑				計 (①田+②畑)
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,430	272	-	-	-	1,700
経営耕地面積	1,361	216	48	168	0	1,577
遊休農地面積	0	0	0	0	0	0
農地台帳面積	1,420	477	296	181	0	1,897

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入(地目別面積と合計面積は一致しないことがある。)

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項  
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

##### 旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 一年 一月 一日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数	—	—	—	—	—	—	—	—
認定農業者	—	—	—	—	—	—	—	—
女性	—	—	—	—	—	—	—	—
40代以下	—	—	—	—	—	—	—	—

##### 新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 7月 19日

	農業委員		地区数
	定数	実数	
農業委員数	19	19	
認定農業者	—	10	
認定農業者に準ずる者	—	3	
女性	—	(2)	
40代以下	—	(1)	
中立委員	1	1	
農地利用最適化推進委員	8	8	4

\*現在の体制を記載することとし、旧・新いずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,700 ha	768 ha	45 %
課 題	担い手への集積は、農業者の高齢化、兼業化の増加にともない緩やかに進みつつある。中山間地域や一部地域においては、今後、農業従事者の減少が見込まれるため、農地の分散、遊休化が進展しないように、農業従事者の確保や農地の適切な流動化、集積化のための措置が必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 876 ha (うち新規集積面積 108 ha ) 目標設定の考え方:農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の目標に準じ設定した。効率的かつ安定的な農業経営を営む者の地域における目標時(令和6年)の推計農用地面積に占める面積シェア目標1,200ha(耕地面積の7割)に対する単年度目標を設定した。
活 動 計 画	農業者の今後の営農に関する意向の把握に努め、意欲ある担い手へ集積を進める。また、委員、最適化推進委員及び関係機関から農地の受け手となる多様な担い手の情報収集を隨時行ない、地域の担い手を確保し、地域において最適な集積を図る。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	30 年度新規参入者数	元 年度新規参入者数	2 年度新規参入者数
	0 経営体	0 経営体	0 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	0 ha	0 ha	0 ha
課 題	高齢化、農産物価格の低迷等の影響を受け、経営の縮小や農業従事者が減少の傾向にあり、それらの進展に伴う農地の遊休化が懸念される状況にある。また、従来からの基幹作物である米や果樹の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくなければならない。そのため、兼業農家をはじめ多様な農業後継者を含め、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	5 経営体	参入目標面積	- ha
活 動 計 画	・随时、市及び農業関係団体との連携を図り、将来担い手と成りうる新規参入者の掘り起こしや、関係機関の支援措置を支える。(農業委員会だよりを活用した制度周知、各種事業実施者及び研修会参加者等への制度周知。) ・農地中間管理機構との連携を強化し、農地の集積、規模拡大の措置を行うことにより、新規参入者の育成・確保を側面から支援する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,700 ha	0 ha	0 %
課 題	農産物の価格の低下、農業者の高齢化に伴う農業労働力の不足により法的措置を行なわなければならない遊休農地の増加が予想できるが、日常の巡回指導等による発生防止及び利用状況調査の円滑な実施による遊休農地の適正把握とその解消の指導に努めなければならない。山間部の農地では非農地化している農地も多く、判断基準により精査をすすめる必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0 ha		
	適正な農地管理を推進し、遊休農地の発生を防ぐ。また、遊休化が懸念される農地所有者に対し、日常の巡回指導により改善指導を行なう。		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	27人	7月、10月	8月、11月
農地の利用状況調査	調査方法	(1)市内を旧村単位(4地区)に区域を分けて実施する。 (2)各担当地区において担当地区の委員及び推進委員2名以上で班を編成し調査する。 (3)調査内容に該当する状態が発生している場合は、図面にその位置を記録し、調査票に必要事項を記載する。 (4)調査終了後、図面、調査票を基に対象農地の所在地等を確認し、調査結果の取りまとめを行う。	
	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
農地の利用意向調査	11月	12月～1月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,700 ha	0 ha
課 題	違反転用については、農地制度の理解不足によるものが多いと思われるため、農業者以外の者も含めて、農地制度の主旨、制度の周知を進め違反転用を防止する必要がある。また、悪質なものには強い指導体制を整え適切に対応する必要がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の活動計画

活動計画	各委員による担当地域での日常の監視及び農地の利用状況調査を活用し、違反転用の早期発見に努める。また、違反転用の確認に併せ許可を受けた案件についても計画どおりの事業が実施されているかを確認する。違反者には、違反是正の措置、今後の意向を確認し、早期是正に努める。違反転用発生防止に向け制度周知のためのパンフレット等を配布し、広報を行なう。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入